

# 市議会だより

## 1月臨時会号



雪の園庭で、元気に遊ぶこどもたち

### 議員発議により

### 四日市市市民自治基本条例(理念条例)を制定

四日市市議会は、市長に対し臨時会の招集を請求し、1月31日に臨時会を開催しました。

この臨時会では、議員発議により「四日市市市民自治基本条例(理念条例)」の条例案が提案され、賛成多数により原案どおり可決、成立しました。(※議員発議：市長が提出する議案ではなく、議員が提出する議案)

自治基本条例は、「地方自治体の憲法」とも称され、地方自治体の行政運営における基本指針となるものです。平成12年の地方分権一括法の施行以降、既にいくつかの地方自治体で制定されていますが、議員自ら提案して制定した例は全国的にもほとんどありません。

本市議会では、19回にも及ぶ「自治基本条例調査特別委員会」での議論をはじめ、全議員で構成される市政活性化推進等議員懇談会での度重なる調整を経て、今回の条例制定となりました。

今回制定した条例は、市民自治の実現を宣言し、その実現に向けた行政運営のあり方ならびに市民の皆様と行政および市議会の役割や協働のあり方を明らかにしたのですが、条例の目的である市民自治の実現のための具体的な手続き、手法についてはまだ決めておりません。これについては、今後、市民の皆様のご意見等を十分にお聞かせいただいた上で、行政とともにより良い仕組みを作り上げていきたいと考えております。

また、この条例の制定とあわせて市民の皆様との協働や市民参加を推進し、条例の目的である市民自治を早期に確立するため、「市民自治の早期実現に関する決議」を行い、市長が誠意を持って対処すべきことを求めました。

「四日市市市民自治基本条例(理念条例)」の概要については、裏面をご覧ください。

# 四日市市

## 市民自治基本条例

### (理念条例)とは...

市民主体のまちづくりに向けて、今後「四日市市」がどうあるべきかを定め、市民の皆様と、行政、市議会が役割に応じて連携、協働することにより、「豊かな地域社会」を実現することを目的として基本理念を定める条例です。

### 「市民自治の早期実現についての決議」の概要

1. 条例の趣旨、内容について、市民へ周知徹底を図ること。
2. 男女共同参画社会を実現するための条例、規則を早急に制定すること。
3. 市の附属機関等を設置する際には公募による市民を複数名加え、より一層の会議公開に努めること。
4. パブリックコメント等市民参加を実現するための条例、規則を早急に制定すること。また、制定に際しては、市民の意見を最大限反映させること。

### 今回制定された条例のあらまし

#### この条例のポイント

- ◆情報共有の推進
- ◆知る権利、市民参加権の明記
- ◆行政と議会の市民参加推進義務の明記
- ◆市民投票の根拠規定の設置

### 市民の皆様



- ◎行政運営に関する情報を知る権利・市意思決定に関与する権利があり、積極的に市政に参加します。
- ◎他の市民の意見を尊重し、自らの発言・行動に責任を持ちます。

## 「参加」と「協働」による市民自治の実現

### 市議会



- ◎意思決定機関として行政への監視・検査機能や、政策立案機能の充実に努めます。
- ◎情報の公開を進め、議会運営に市民の意見を反映させる制度の導入に努めます。

### 行政



- ◎情報の公開を進め、説明責任を果たします。
- ◎行政運営に市民の意見を反映させる「パブリックコメント制度」の導入に努めます。
- ◎成果主義による行政評価を行います。

### ●●●あとがき●●●●●●●●●●

今後の参考にいたしたいと存じますので、「よっかいち市議会だより」をご覧ください。ご感想などをお寄せください。

議会報編集委員会

〒510-8601 四日市市議会事務局  
Tel 54-8259 Fax 54-8304

メールアドレス  
shigikai@city.yokkaichi.mie.jp  
webmaster@yokkaichi-ma.jp

**議員** 市が裁判所に提出した調査検査証書では、四年前の富田地区浸水被害は、水門を開けていれば十四川をさみ東富田町（古川町）、富田浜元町、茂福町、南富田町の一角は被害を免れたとの結果となっているがどうか。  
**答弁** 調査検査証書は当時の解析モデルを基に再現予測したもので、広く公開する資料ではなく、中味についても現在裁判中のため答弁は差し控えたい。

### 緊急質問

政友クラブ

小川 政人 議員

### 四日市市民自治基本条例 (理念条例)

- 前文
- 第1章 総則
- 第2章 市民の役割
- 第3章 市の執行機関の役割
- 第4章 市議会の役割
- 第5章 行政運営に関する基本姿勢
- 第6章 市民投票
- 第7章 条例の位置付け等
- 第8章 委任
- 附則